

感 薬 第 836 号 の 5
令和 5 年 10 月 26 日

新 潟 大 学 長	様
日本歯科大学新潟生命歯学部	長 様
新 潟 薬 科 大 学 長	様
長 岡 技 術 科 学 大 学 長	様
長 岡 工 業 高 等 専 門 学 校 長	様
新 潟 工 科 大 学 長	様
上 越 教 育 大 学 長	様
新 潟 県 立 看 護 大 学 長	様
新 潟 医 療 福 祉 大 学 長	様
新 潟 医 療 技 術 専 門 学 校 長	様

新潟県福祉保健部長
(公 印 省 略)

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例第 16 条第 1 項に
規定する知事指定薬物の新規指定について（通知）

日頃、県の薬事行政の推進に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。
本日、新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成 26 年新潟県条例第 88 号）
第 16 条第 1 項に規定する知事指定薬物として、新たに 3 物質を指定し、別紙の
とおり告示しましたので、御了知の上、学部（学科）関係者に周知願います。

担当：感染症対策・薬務課
薬事指導係
中島
TEL：025-280-5188
FAX：025-280-5641





発 行 新 潟 県

号 外 1

令和5年10月26日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

告 示

1124 知事指定薬物の指定(感染症対策・薬務課)

告 示

◎新潟県告示第1124号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。)第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

令和5年10月26日

新潟県知事 花 角 英 世

1 知事指定薬物の名称

- (1) N-メチル-1-(3-メチルフェニル)プロパン-2-アミン(通称名: 3-MMA、3-Methylmethamphetamine)及びその塩類
- (2) 1-(ベンゾ[d][1,3]ジオキソール-5-イル)-2-(シクロヘキシルアミノ)ブタン-1-オン(通称名: N-Cyclohexylbutylone、Cybutylone)及びその塩類
- (3) N-(1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-(ペント-4-エン-1-イル)-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド(通称名: ADB-4en-PINACA)及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

令和5年10月27日